

利根漁業協同組合遊漁規則

(共第1号及び15号第五種共同漁業権)

(目 的)

第一条 この規則は、利根漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第1号及び共第15号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（アユ、マス（ヤマメ、イワナを含む。以下同じ。）、コイ、フナ、ウグイ、オイカワ、ワカサギ、ウナギ及びカジカをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。ただし、未就学の幼児及び小学生が行う遊漁についてはこの限りではない。

2 前項の規定による申請は、期間1日の遊漁の場合は口頭又は組合が指定するオンラインシステムで、期間1年の場合は遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又は組合が指定するオンラインシステムにより申請しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員もしくは他の遊漁者（第一項の承認を受けた者をいう。以下同じ）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第十二条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は直ちに、第八条第1項あるいは同条第2項の遊漁料を第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第三条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
ア ュ	組合が定める日時から10月31日まで
ヤ マ メ	3月1日から9月20日まで
サクラマス	3月1日から9月20日まで

イ ワ ナ	3月1日から9月20日まで
マ ス (ヤマメ、サクラマス、 イワナを除く。以下同じ)	1月1日から12月31日まで
コ イ	1月1日から12月31日まで
フ ナ	1月1日から12月31日まで
ウ グ イ	1月1日から12月31日まで
オイカワ	1月1日から12月31日まで
ワカサギ	6月1日から翌年3月31日まで
ウ ナ ギ	1月1日から12月31日まで
カ ジ カ	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、組合の掲示場に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

第四条 遊漁に用いる漁具・漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その規模はそれぞれ右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具・漁法	規 模
手 釣	1人につき1本
竿 釣	1人につき2本以下 疑似おとり使用の友釣の場合、ハリスの長さは疑似おとり後 端から20cm以下
投 網	1人につき1統
たも網	網口経45cm以下
かすみ網	1人につき1統・長さ7m以下 幅60cm以下・接続及び固 定使用は不可
置 針	1人につき30本以下

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具・漁法は、イ欄の魚種をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア 漁具・漁法	イ 魚 種	ウ 区 域	エ 期 間
毛針釣 あんま釣	アユ	漁場全域	第三条第1項で定める 日時から 10月31日まで
アユ毛針釣 (上げ下げ)	アユ	漁場全域	1月1日から 組合が定める日時まで
オランダ釣 撒き餌釣	全魚種	漁場全域	1月1日から 12月31日まで
友釣除く 全漁法	全魚種	薄根川	9月21日から 翌年2月末日まで
ぐい ころがし	全魚種	万延橋から上流の片品川本支流 秋塚橋から下流の薄根川本支流 発知川・四釜川・谷川 湯桧曽川合流点から上流の利根川 本支流 岩本発電所取水口から上流の赤谷 川本支流	1月1日から 12月31日まで
		上記の水域を除く漁場全域	1月1日から 組合が定める日時まで
投網 かすみ網	全魚種	綾戸ダム堰堤上流端350m地点 から湯桧曽川合流点までの利根川 利根川合流点から門前橋上流端ま での薄根川	1月1日から 組合が定める日時まで
		上記の水域を除く漁場全域	1月1日から 12月31日まで
たも網	アユ	漁場全域	1月1日から 12月31日まで
舟使用漁法	全魚種	湖沼を除く漁場全域	1月1日から 12月31日まで
置針	全魚種	漁場全域	9月21日から 翌年2月末日まで

3 氷上の穴釣りは、穴の直径15cm以上のものを利用してはならない。

4 第2項の組合が定める日時は、組合の掲示場に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第五条 第三条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の期間中遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
利根郡みなかみ町大字幸知地内東京電力株式会社堰堤から上流の利根川本支流及び同堰堤から下流の利根川支流 但し、平出ダムから下流の片品川本流及び漁場全域の湖沼を除く。	9月21日から 翌年2月末日まで
利根川藤原ダム湛水池内航行禁止区域 (藤原ダム堤体からみなかみ町藤原地先の航路標柱、 みなかみ町夜後地先の航路標柱間を結ぶ区域)	1月1日から 12月31日まで
発知川玉原ダム副ダムから上流玉原ダム調整池内全域	1月1日から12月31日まで
奥利根湖・奈良俣湖	9月21日から翌年2月末日まで (但し、奥利根湖のわかさぎ釣りに限り9月21日から11月20日までの期間を除く)
奥利根湖湛水池内航行禁止区域(みなかみ町藤原中手地先標柱4号・みなかみ町藤原矢木沢地先標柱3号から上流航路標柱間)及びダム堤体から新ビンズル橋まで	1月1日から12月31日まで
奈良俣湖湛水池内航行禁止区域(みなかみ町奈良俣6360-6・みなかみ町洗の沢6322-2の標柱より下流ダム堤体まで)、ダム堤体より導水トンネル出口部下流30mの区間	1月1日から12月31日まで
木ノ根沢湯ノ小屋取水堰の上下流30mの区間	1月1日から12月31日まで

(全長の制限)

第六条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
マ ス ヤ マ メ サクラマス イ ワ ナ コ イ	15センチメートル

フ ナ	10センチメートル
ウ グ イ	8センチメートル
ウ ナ ギ	30センチメートル

(尾数の制限)

第七条 次の表の左欄に掲げる魚種は、1人1日当たりそれぞれ右欄に掲げる尾数を超えて採捕してはならない。

魚 種	尾 数
ヤ マ メ サクラマス イ ワ ナ	20尾 (左欄の魚種を合算したもの)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第八条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁証取扱所(以下「遊漁証取扱所」という。)又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときは 次の表のとおりとし、第3項ただし書きに規定する方法により納付するときは次の表の遊漁料に全魚種(徒手採捕・手釣・竿釣・置針)の場合は3,500円、同じく全魚種(かすみ網・投網も含む)4,000円、アユを除く魚種の場合は、2,000円を加算した額とする。なお、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までとする。

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
全魚種	徒手採捕 手釣 竿釣 たも網 置針	1日	3,500円
		1年	14,000円
	同上 かすみ網 投網	1日	4,000円
		1年	16,000円

アユを除く魚種	徒手採捕 手釣 竿釣 たも網 置針	1日	2,000円
		1年	9,000円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず、次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
中学生	アユを除く魚種	徒手採捕 手釣 竿釣 たも網 置針	1年	300円
高校生	全魚種	徒手採捕 手釣 竿釣 たも網 置針	1年	7,000円
	アユを除く魚種	徒手採捕 手釣 竿釣 たも網 置針	1年	4,500円
身体障がい者 (群馬県発行の 身体障がい者手帳 所有者のみ) *購入時に手帳 の写しを提出	全魚種	徒手採捕 手釣 竿釣 たも網 置針	1年	7,000円
		同上 かすみ網 投網	1年	8,000円

	アユを除く魚種	徒手採捕 手釣 竿釣 たも網 置針	1年	4,500円
--	---------	-------------------------------	----	--------

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

- 3 遊漁料は、別表の遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、期間 1 日の遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第九条 組合は第二条第一項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（以下「遊漁証」という。オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所及び顔写真
(ただし、期間を1年とする遊漁証に限る)
 - (2) 承認期間
 - (3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類
 - (4) 発行者名
 - (5) その他参考となるべき事項
- 2 遊漁証の交付は、別表の遊漁証取扱所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第十条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムにより発行された遊漁証を使用する場合は、遊漁期間前に遊漁料を納付し、遊漁中はオンラインシステムを通じて遊漁者の位置情報等が組合に提供されている状態で携帯しなければならない。ただし、電波が届かない等のやむを得ない場合又は漁場監視員の要求があった場合は遊漁料を納付した情報が分かる印刷物又はオンラインシステムの画面などを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、漁場の川底及び湖底をかくはんしてはならない。

- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等の為に行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第十一条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- （1）氏名及び顔写真
- （2）有効期間
- （3）発行者名
- （4）その他必要な事項

（違反者に対する措置）

第十二条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

（附則）

- 1 この規則は令和5年9月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に令和4年2月14日付け群馬県指令蚕園第201－2号で認可された利根漁業協同組合遊漁規則（共第1号及び共第15号第五種共同漁業権）により交付した遊漁証は、その承認期間中は有効なものとする。

別 表

遊漁証取扱所

No.	名 称	所 在	電話番号	備考
1	アオキ釣具店	沼田市下之町 875	0278(22)3274	
2	石田釣具店	沼田市西倉内町 793-1	0278(22)2922	
3	セブンイレブン 沼田インター店	沼田市上原町 1726-24	0278(24)1710	
4	セブンイレブン 沼田栄町店	沼田市栄町 52-5	0278(24)8868	
5	ファミリーマート 沼田西倉内町店	沼田市西倉内町 506-1	0278(30)2850	
6	ミニストップ 沼田バイパス店	沼田市薄根町 3400-28	0278(22)0285	
7	清野 勉	沼田市下川田町 65	0278(24)1455	
8	水瀬 光雄	沼田市町田町 11	0278(22)4187	
9	セブンイレブン 戸鹿野店	沼田市戸鹿野町 373-1	0278(23)7254	
10	アングラーズパラダイス	沼田市横塚町 19-1	0278(23)0986	
11	セブンイレブン 沼田上久屋店	沼田市久屋原町 270-1	0278(23)7011	
12	ファミリーマート 沼田久屋原町店	沼田市久屋原町 5-1	0278(60)1381	
13	セブンイレブン 沼田横塚町店	沼田市横塚町 1397-12	0278(23)3355	
14	ローソン 沼田横塚店	沼田市横塚町 465-2	0278(30)2044	
15	立木 一重	沼田市白沢町尾合 476	0278(53)2210	
16	中村屋商店 小林利雄	沼田市利根町根利 862	0278(54)8311	
17	山田 友治	沼田市白沢町尾合 1530	0278(53)3908	
18	関 延男	川場村谷地 1124	0278(52)3061	
19	ファミリーマート 沼田白沢店	沼田市白沢町上古語父 179-1	0278(20)9135	
20	小住温泉	川場村川場湯原 1851	0278(25)8695	
21	セブンイレブン 老神温泉入口店	沼田市利根町高戸谷 610-1	0278(56)4855	
22	グリーンパークふきわれ	沼田市利根町大楊 1098	0278(56)3215	

23	赤谷湖ボート桟橋	みなかみ町相俣 103	090-4373-0384	
24	セブンイレブン みなかみ布施店	みなかみ町布施 1609-3	0278(64)1155	
25	ちばむらオートキャンパーズリゾート	みなかみ町相俣 2325		
26	中村商店	みなかみ町藤原 5814	0278(75)2271	
27	民宿やぐら	みなかみ町藤原 5959	0278(75)2077	
28	岩井 敏明	みなかみ町幸知 5	0278(72)5128	
29	奈良俣キャンプ場	みなかみ町藤原洗の沢 6322-2		
30	セブンイレブン 群馬みなかみ町店	みなかみ町川上 102-2	0278(72)4711	
31	ファミリーマート みなかみ湯原店	みなかみ町湯原 830	0278(72)9022	
32	民宿並木山荘	みなかみ町藤原 3626	0278(75)2287	
33	セブンイレブン みなかみ上牧店	みなかみ町上牧 1803	0278(72)8177	
34	セブンイレブン 片品須賀川店	片品村須賀川 45-1	0278(58)2402	
35	デイリーヤマザキ 尾瀬大橋店	片品村鎌田 3873-8	0278(58)3411	

組合が指定するオンラインシステム

No.	名 称	所 在	電話番号	備考
1	F I S H P A S S	株式会社フィッシュパス 福井県坂井市丸岡町熊堂 3-7-1-16	0776(67)7335	